

## 介護等体験の実施にあたっての注意事項

大 学 名

福岡県内の社会福祉施設で介護等体験を行う学生は、介護等体験の実施にあたっては、次の点に十分注意してください。

1. 介護等体験は、将来教員となる強い熱意を持った小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者のために設けられた制度であり、単に免許状を取得するための手段ではありません。  
介護等の体験にあたっては、障害者や高齢者とふれあうことで、その体験を通して理解を一層深め、知識を身につける機会としてください。
2. 学生は、日本国憲法並びに教育基本法に示されている教育の理念や目的を深く認識し、人権尊重の精神に徹して、障がい者や高齢者と接するよう心掛けてください。障がい者や高齢者の健全な発達や日常活動等を阻害するような言動などがないよう注意してください。
3. 介護等体験中は、実施社会福祉施設の方針に従い、目的をもって積極的に取組んでください。
4. 実施社会福祉施設の規則は、必ず守ってください。
5. 介護等体験中に知り得た社会福祉施設の利用者の個人情報は、漏らしたりすることのないよう厳守してください。
6. 介護等体験中は、特に健康・安全に注意し、終始良好な体調のもとで取り組んでください。
7. 介護等体験の実施期日については、実施社会福祉施設の受入調整・準備の都合上、原則として変更できません。  
実施期日の決定後、やむを得ない事情によりその期日に介護等体験を行うことができなくなった場合は、速やかに、大学を通じ実施社会福祉施設及び福岡県社会福祉協議会に連絡してください。  
不足日数分の体験を行う場合は、年度内に終了するようにしてください。

上記の点に著しく違反し、説得に応じないため実施社会福祉施設の正常な活動に支障をきたすと実施社会福祉施設の長が判断したときは、介護等体験及び証明書の発行を中止する措置がとられることがあります。